法務

シュリンクラップ契約 パッケージを開封することで使用許諾契約に同意したとみなす契約方法のこと

著作権は作った側につくので、請負契約なら請負側が、派遣でも派遣元に著作権は帰属す

企業としての仕事で作ったものは、作成者ではなく、会社側に著作権が帰属

請負契約

- 成果物を完成させること が目的の契約
- 例:システム開発を「納品物(完成したアプリやシステム)」として引き渡す
- 完成させなければ報酬は発生しない(成果責任)
- 契約上のリスクは **受託側 (ベンダー)** が大きい

準委任契約

- **作業そのものを遂行すること** が目的の契約
- 例:システムの運用保守、コンサル、サポート業務
- 「完成」ではなく「一定の行為の実施」が対象
- 結果がどうであれ、作業を実施すれば報酬が発生(善管注意義務)
- 契約上のリスクは **発注側 (ユーザー企業)** に比較的残る